

熊本市地域公民館建設・営繕費補助実施要綱

制定	平成	6年	4月	1日	教育長決裁
改正	平成	9年	8月	1日	教育長決裁
	平成	20年	4月	1日	市民生活局長決裁
	平成	21年	4月	1日	市民生活局長決裁
	平成	22年	5月25日		地域づくり推進課長決裁
	平成	22年	10月	1日	地域づくり推進課長決裁
	平成	24年	4月	1日	生涯学習推進課長決裁
	平成	24年	8月31日		生涯学習推進課長決裁
	平成	28年	3月17日		生涯学習推進課長決裁
	平成	29年	4月	1日	地域活動推進課長決裁
	平成	29年	12月	1日	市民局長決裁
	令和	2年	3月30日		地域活動推進課長決裁
	令和	4年	4月	1日	地域活動推進課長決裁
	令和	5年	10月	1日	地域活動推進課長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域社会における住民の自主的活動の推進と生涯学習の振興を図るため、地域公民館の建設事業及び営繕事業に対し、熊本市補助金等交付規則（昭和43年規則第44号）に基づき熊本市地域公民館建設・営繕費補助金（以下「補助金」という。）として一部を補助するために必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助金は、地域公民館要綱（平成4年4月1日制定）第2条の地域公民館（同要綱第5条に基づき届け出られた地域公民館現況票における館の種別が兼用でないものに限る。以下「補助対象団体」という。）に交付するものとする。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、地域公民館（専ら補助対象団体の使用に供されるものに限る。以下同じ。）の施設及び附属施設に係る建設事業及び営繕事業であって補助対象団体の活動に必要なものとする。

2 補助対象事業に係る経費のうち、補助金の対象となるものは、別に定める。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各項のとおりとし、予算の範囲内でこれを決定する。

2 建設事業については、建設に要した経費の2分の1を補助する。ただし、補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とし、上限7,500千円とする。

3 営繕事業については、営繕に要した経費の2分の1を補助する。ただし、補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とし、上限600千円とする。

4 前項の規定にかかわらず、災害を受けた補助対象団体の営繕事業に対する補助金特例として、復旧に要した補助対象経費の3分の2を補助する。ただし、補助金の額は、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とし、上限600千円とする。

(補助金交付申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする補助対象団体の代表者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて補助金交付申請書（様式第1号）（以下「交付申請書」という。）を市長に提出しなければならないこととする。

(1) 建設事業

- ア 建設計画書（様式第2号）
- イ 建設予算書
- ウ 土地承諾書（借地の場合）
- エ 土地登記簿
- オ 字図
- カ 入札又は見積合わせ参加者の建設見積書
- キ 平面図・配置図・立面図

- ク 建築確認申請を要する工事については建築確認済証の写し
- ケ アからクまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(2) 営繕事業

- ア 入札又は見積合わせ参加者の営繕見積書
- イ 営繕予算書
- ウ 現況写真
- エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助金交付の決定)

第6条 市長は、前条に規定する交付申請書の提出を受け、その内容を審査し、交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

(実績報告)

第7条 申請者は、事業完了の日から起算して30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに次に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて補助金実績報告書（様式第4号）（以下「実績報告書」という。）を市長に提出しなければならないこととする。

(1) 建設事業

- ア 竣工届（様式第5号）
- イ 建設決算書
- ウ 工事請負契約書の写し
- エ 工事の記録写真
- オ 建築確認申請を要する工事については建築検査済証の写し
- カ アからオまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(2) 営繕事業

- ア 営繕決算書
- イ 工事の記録写真
- ウ ア及びイに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条に規定する実績報告を受けた場合においては、その内容を審査の上、補助金の確定を行う。この場合において、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めた場合は、補助金の一部又は全部の減額を行うものとする。

2 交付確定の通知は、補助金交付確定通知書（様式第6号）により、通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 補助金は、前条により確定した額を補助事業の終了後に交付するものとする。

(その他)

第10条 市の施設（児童育成クラブ、老人憩の家、生きがい作業所、消防団機械倉庫等）との複合施設として建設する場合は、関係各課と調整の上、この要綱の定めに基づき、その都度別途伺うものとする。

附 則

この要綱は、平成 6年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 9年 8月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年 6月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年 8月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年12月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5年10月 1日から施行する。

様式第1号 (第5条関係)

地域公民館 (建設・営繕) 補助金交付申請書

年 月 日

熊本市長 (宛)

住 所

申請者 公民館名

館長名

熊本市地域公民館建設・営繕費補助実施要綱第5条の規定により下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の名称

2 補助事業の目的及び内容

3 補助対象事業費

円

4 交付を受けようとする補助金の額と、その算出基礎

円

(算出基礎)

5 (その他)

地域公民館建設計画書

年 月 日

熊本市長 (宛)

住 所

申請者 公民館名

館長名

地域公民館建設の計画については、下記のとおりです。

記

- 1 名称
- 2 事業目的
- 3 建設場所 熊本市 _____
- 4 施設概要
 - (1) 構造 _____造 ・ _____建
 - (2) 用途 _____
 - (3) 延面積 _____m²
 - (4) 建面積 _____m²
- 5 事業費 _____円
- 6 資 金
 - (1) 市補助金 _____円
 - (2) 地元資金 _____円
 - (3) 寄付金 _____円
- 7 工 事
 - (1) 着 工 _____年 月 日
 - (2) 竣 工 _____年 月 日
- 8 敷 地 _____m²
- 9 地 区
 - (1) 世帯数 _____世帯
 - (2) 人 口 _____人

住 所
申請者 公民館名
館 長 名 様

熊本市長

地域公民館（建設・営繕）補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった地域公民館（建設・営繕）補助金については、熊本市地域公民館建設・営繕費補助実施要綱第6条の規定により下記のとおり交付決定したので通知します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助事業の目的及び対象となる事業
- 3 補助対象事業費及び補助金額は、次のとおりとする。

補助対象事業費	円
補助金額	円
- 4 補助金は、事業終了後、確定された金額を請求により交付する。
- 5 交付の条件は、次のとおりとする。
 - (1) 補助事業に要する予算を変更し、又は補助事業の内容を変更しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、遅滞なく市長に報告して、その指示を受けなければならない。
 - (4) 補助事業終了後30日を経過する日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに補助金実績報告書及び決算書を市長に提出しなければならない。
 - (5) （その他）
- 6 補助の条件に違反した場合、不正行為がなされた場合その他市長が補助を不相当と認めた場合は、この決定を取り消し、又は補助決定額を減じることがある。この場合において、既に交付された補助金があるときは、その返還及び補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を請求する。
- 7 前項に規定する請求に応じた補助金の返還等がされない場合において、本市が申請者に対し支払うべき他の補助金等があるときは、当該他の補助金等の交付を一時停止することがある。
- 8 監査委員が必要と認めたときは、地方自治法第199条第7項の規定により監査をすることがある。
- 9 市長が必要と認めたときは、地方自治法第221条第2項の規定により、その状況を調査し、又は報告を徴することがある。

年 月 日

熊本市長（宛）

住 所

申請者 公民館名

館長名

熊本市地域公民館建設・営繕費補助実施要綱第7条の規定により下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の名称

2 補助事業の目的及び内容

3 補助対象事業費

円

4 補助金交付決定額

円

5 （その他）

熊本市長（宛）

住 所

申請者 公民館名

館長名

地域公民館建設工事竣工届

公民館の建設工事が、下記のとおり竣工いたしましたのでお届けします。

記

1 竣工日 年 月 日

2 関係書類 別紙のとおり

様式第6号(第8条関係)

発第 号
年 月 日

住 所

申請者 公民館名

館長名 様

熊本市長

地域公民館(建設・営繕)補助金交付確定通知書

年 月 日付け 発号で通知した地域公民館(建設・営繕)補助金については、熊本市地域公民館建設・営繕費補助実施要綱第8条の規定により確定したので、下記のとおり通知します。

記

補助金 円